

別紙 総合事業に関する質問及び回答

分類	質問	回答
通所介護相当サービス	A6の送迎減算について算定回数の限度があるのか？	送迎減算は片道につき「-47単位」ですが、複数回分減算においては、いわゆる週1回程度のサービスを算定している場合は、1月につき8回（376単位）の範囲内で、いわゆる週2回程度のサービスを算定している場合は1月につき16回（752単位）の範囲内で減算になります。なお、この送迎減算の上限に関しては専用のサービスコードは用意されていませんので、回数でご対応ください。
	予定日にサービスが入らなかった場合の振り替えについて	週単位での計画としているものについては、同週内での振替が原則です。ただし、体調不良等でやむを得ずサービスが受けられなかった場合、予定日の前後4日間での振替を可能とします。なお、同週以外の振替を実施する場合は、本人にその必要性を書面で説明の上、翌月10日までに同説明書面にて地域包括支援センターへご報告ください。
訪問介護相当サービス	予防訪問介護の請求方法	基本的に、回数単価×利用回数になります。ただし、13回を超える場合や、週2回を超える程度の場合はA2 2321のコード 3,727単位の請求となります。